

# 山梨県公報

第二千四百四十八号

平成二十三年

七月四日

月 曜 日

## 目次

### 告示

県営土地改良事業計画の決定……………四一七  
 道路の区域変更……………四一七  
 建築基準法に基づく道路位置指定……………四一七  
 平成二十三年度行政書士試験の実施……………四一八  
 大規模小売店舗の新設に関する届出……………四二二

## 告示

### 山梨県告示第二百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(帯那棚田の里地区農地環境整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十三年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 縦覧書類

土地改良事業計画書の写し

#### 二 縦覧期間

平成二十三年七月五日から同年八月二日まで

#### 三 縦覧場所

甲府市役所

#### 四 異議申立期間

平成二十三年八月三日から八月十八日まで

### 山梨県告示第二百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所において、この告示の日から平成二十三年七月二十五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 道路の種類 県道

二 路線名 大月上野原線

#### 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市桑久保字坂七六三番の一地先から 上野原市桑久保字坂七六六番の二地先まで	一四・四 二〇・一	一三・六 一七・五		一三三・七

### 山梨県告示第二百七十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 指定の年月日

平成二十三年七月四日

#### 二 指定道路の位置

笛吹市石和町河内字宮窪五十六番一

#### 三 指定道路の幅員

四・〇メートル

#### 四 指定道路の延長

# 公 告

●平成二十三年度行政書士試験の実施  
財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があった。  
平成二十三年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年七月四日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

- 1 試験期日 平成23年11月13日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 甲府市酒折2丁目4番5号 山梨学院大学
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
- ※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで
  - イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター  
受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。
  - ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)
  - エ 受験手数料 7,000円  
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
  - オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
- ① 郵送配布
- 配布期間 平成23年8月1日(月)から8月26日(金)まで  
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズ of 用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月26日必着のこと)

○ 名 称 (財) 行政書士試験研究センター

○ 住 所 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

② 窓口配布

○ 配布期間 平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで

○ 配布場所

・ 山梨県行政書士会

甲府市丸の内3-27-5 山梨県行政書士会館

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

・ 山梨県庁西別館1階

甲府市丸の内1-8-17 山梨県庁西別館 1階

(土・日・祝日を含む午前8時30分から午後5時まで)

・ 山梨県総務部私学文書課

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 峡東地域県民センター

甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 峡南地域県民センター

南巨摩郡富士川町鯉沢771-2 南巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 中北地域県民センター

韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

・ 富士・東部地域県民センター

都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

① (財) 行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力して下さい。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

○ VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成23年8月1日(月)午前9時から8月30日(火)午後5時まで

この出願システムは、8月30日(火)午後5時で終了します。午後5時まで

に入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 最終日（8月30日）は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

(財) 行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体機能に障害のある方で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って（財）行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成24年1月30日（月） 午前9時

(2) 方 法 (財) 行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、（財）行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十三年十一月四日まで縦覧に供する。  
平成二十三年七月四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

代表取締役 一宮忠男

2 住所 群馬県高崎市栄町一番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 テックランド富士吉田店

(二) 所在地 山梨県富士吉田市下吉田字山口二千五百十四番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

代表取締役 一宮忠男

(二) 住所 群馬県高崎市栄町一番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年二月十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千六百五十四平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百十九台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 五十八台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 六十八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 九十立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

(四) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 三箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時まで

三 届出年月日  
平成二十三年六月十六日